葛飾区内の 介護サービス 事業所さまへ

葛飾区介護サービス事業所等 外国人介護人材雇用定着事業



①葛飾区外国人介護人材支援事業

外国人介護人材を雇用する葛飾区内の介護サービス事業所等が業務マニュアルを翻訳又は外国人 職員が研修を受講し、その費用を負担した場合に、助成金を交付します。

対象となる事業	上限額	補助率
介護技術の向上に資する研修	120,000円	
コミュニケーション能力の向上を目的とした 日本語研修	102,000円	10/10
業務マニュアル翻訳	120,000円	

対象となる職員の要件

- ① 申請時に対象の職員が勤務しており、勤務の継続が見込める状態であること。
- ② 申請年度の4月1日以降に研修を修了又は翻訳委託を完了していること。
- ③ 他の制度による助成を受けていないこと。

②葛飾区外国人介護人材用 ICT 機器等購入費等助成事業

外国人介護人材を雇用する葛飾区内の介護サービス事業所等が ICT 機器を購入又はレンタルした 場合に助成金を交付します。

対象となる事業	上限額	補助率
タブレット端末等購入又はレンタル	100,000円/台	10/10
翻訳機等購入又はレンタル	50,000 円/台	

※1事業所当たり申請年度において5翻訳機器等まで、1人の外国人職員につき1回限り。 対象となる職員の要件

- ① 申請時に対象の職員が勤務しており、勤務の継続が見込める状態であること。
- ② 他の制度による助成を受けていないこと。

まずはお気軽にご相談ください!

葛飾区福祉部介護保険課管理係

〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1

(区役所 2 階 201 番窓口)

申請をご検討の場合、まずはメールでご連絡ください。 担当から折り返しご連絡いたします。

Email: 073000@city.katsushika.lg.jp

電話: 03-5654-8443

葛飾区外国人介護人材支援事業

申請に必要な書類

- (1) 介護技術の向上に資する研修・コミュニケーション能力の向上を目的とした日本語研修
 - ① 葛飾区外国人介護人材支援助成金交付申請書(第1号様式)
 - ② 対象人材に係る就労証明書(第2号様式)
 - ③ 対象となる研修の修了証明書(コピー可)
 - ④ 研修に要した費用がわかる領収書(コピー可)
 - ⑤ 対象となる職員が費用を立て替えて支払った場合、<u>職員が事業所から支払いを受けたこと</u>が確認できるもの(任意様式)
 - ⑥ 対象となる職員の本人確認書類(在留資格認定証明書等、氏名・生年月日・住所・在留資格が記載されたもの。コピー可)

(2) 業務マニュアル翻訳

- ① 葛飾区外国人介護人材支援助成金交付申請書(第1号様式)
- ② 対象人材に係る就労証明書(第2号様式)
- ③ 業務マニュアル翻訳委託完了後の成果品の写し
- ④ 業務マニュアル翻訳委託に要した費用がわかる領収書(コピー可)
- ⑤ <u>対象となる職員の本人確認書類</u>(在留資格認定証明書等、氏名・生年月日・住所・在留資格が記載されたもの。コピー可)

葛飾区外国人介護人材用 ICT 機器等購入費等助成事業

申請に必要な書類

- ① 葛飾区外国人介護人材用 ICT 機器等購入費等助成金交付申請書(第1号様式)
- ② 見積書又はその内訳が分かる資料の写し
- ③ 対象従事者(外国人職員)に係る就労証明書(任意様式)
- ④ 対象従事者の本人確認書類(健康保険証・運転免許証等、氏名・生年月日・住所が記載されたもの)の写し